プロジェクト　実務対応

項目　単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正

## Ⅰ．本資料の目的

1. 2014 年 11 月 18 日開催の第 300 回企業会計基準委員会において、「単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正」について新規テーマとして取り上げることを提案し、承認された。

2. 本資料は、「単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正」についての背景、検討事項及び具体的な対応等についてご意見を頂くことを目的とするものである。

## Ⅱ．背景

3. 財務諸表等規則第 1 条第 1 項では、金融商品取引法における適用の一般原則として、次のとおり定めている。

   (1) 金融商品取引法の規定により提出される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、外国会社等の特例を除き[1]、財務諸表等規則の定めるところによるものとする。

   (2) 財務諸表等規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。

4. ここで、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、次が該当すると定めている。

   (1) 企業会計審議会により公表された企業会計の基準（財務諸表等規則第 1 条第 2 項）

   (2) 企業会計基準委員会が作成及び公表を行った企業会計基準のうち、公正かつ適切な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるもの（財務諸表等規則第 1 条第 3 項）

   上記の(2)を受けて、ASBJ がこれまで作成及び公表した会計基準は、金融庁長官から一般に公正妥当な企業会計の基準として指定を受けている。

[1] 外国会社（財務諸表等規則第 1 条の 3)、別記に掲げる事業を営む会社（財務諸表等規則第 2 条）については特例が定められている。また、連結財務諸表については、指定国際会計基準（連結財務諸表規則第 93 条）及び米国会計基準（連結財務諸表規則第 95 条）に準拠して作成する場合の特例が定められている。



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

5. 上記の第3項及び第4項については、連結財務諸表規則、四半期財務諸表等規則、四半期連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則においても同様に定められている。以下総称して、財務諸表等規則等という。

6. 平成26年3月26日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年内閣府令第19号）が公布され、単体開示の簡素化に係る財務諸表等規則の改正がなされた。当該改正では、連結財務諸表作成会社のうち、会計監査人設置会社は特例財務諸表提出会社とされ、会社法の要求水準に合わせた新たな個別財務諸表の様式によることや、一定の注記については会社計算規則の規定をもって注記できるとする特例が定められた。なお、連結財務諸表を作成する会社においては、連結開示において十分な情報が開示されている場合には、一定の注記については単体開示を免除することとされた。

7. この単体開示の簡素化に関連して、ASBJ による会計基準における注記の定めについて、開示の要否が明確でない項目が生じているという意見が聞かれている。

## Ⅲ．開示の要否が明確でないという意見が聞かれている項目

8. 第3項及び第4項に記載した財務諸表等規則等における規定により、ASBJ が定めた会計基準（適用指針、実務対応報告を含む。以下「会計基準等」という。）による注記の定めよりも詳細な規定が財務諸表等規則等により規定されている場合（例えば、会計基準がある項目の注記を連結財務諸表及び個別財務諸表の区別なく開示を求めているケースで、財務諸表等規則では連結財務諸表において同一の内容を開示している場合には財務諸表には当該注記を記載することは要しないとしているケース）では、財務諸表等規則等の規定に従うこととなる。

9. 一方、今回の単体開示の簡素化により、ASBJ の会計基準等で定めがあるものの、財務諸表等規則では規定がない項目、かつ、単体開示の簡素化により開示されなくなった項目のケースでは、開示の要否が明確でないとの意見がある。

10. 第8項及び第9項の観点から、単体開示の簡素化による財務諸表等規則の改正事項に関連する会計基準等の開示の定めと財務諸表等規則の規定とを個別に照合し、解釈上明確でない可能性がある論点の抽出を行った。その結果、次の項目が抽出された。

    (1) 決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、その帳簿価額又は株式数に重要性がある場合の個別財務諸表における注記

    (2) 個別財務諸表における無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合の注記

    (3) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合の個別財務



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

諸表における一株当たり情報及び株主資本等変動計算書の注記

11. 第10項(1)に記載した論点の概要は次のとおりである。

(1) 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下「企業会計基準第1号」という。）第22項では、「取締役会等による会社の意思決定によって自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性があるときは、その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に注記する」とある。

一方、平成26年3月の単体開示の簡素化に伴い、財務諸表等規則において、個別株主資本等変動計算書における自己株式に関する注記は、「財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。」と規定されている（財務諸表等規則第107条第2項)。

(2) そのため、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には自己株式に関する注記が個別財務諸表に記載されないにもかかわらず、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性がある場合における帳簿価額、種類及び株式数の注記は会計基準で求められている一方、財務諸表等規則では求められていないため、記載することが要求されているか明確でないという意見が聞かれている。

12. 第10項(2)に記載した論点の概要は次のとおりである。

(1) 企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第2号」という。）第15項では、「無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合は、その旨及び株式数を連結財務諸表及び個別財務諸表に注記する」とある。

一方、平成26年3月の単体開示の簡素化に伴い、財務諸表等規則において、個別株主資本等変動計算書における自己株式に関する注記は、「財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。」と規定されている（財務諸表等規則第107条第2項 。

(2) そのため、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には自己株式に関する注記が個別財務諸表に記載されないにもかかわらず、無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合におけるその旨及び株式数の注記は会計基準で求められている一方、財務諸表等規則では求められていないため、記載することが要求されているか明確でないという意見が聞かれている。

13. 第10項(3)に記載した論点の概要は次のとおりである。

(1) 実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 30 号」という。）では、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合に、1 株当たり当期純利益の算定上、信託に残存する自社の株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている旨、及び 1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている旨を注記するよう、定めている（実務対応報告第 30 号第 17 項なお書き参照）。

一方、平成 26 年 3 月の単体開示の簡素化に伴い、財務諸表等規則において、企業が連結財務諸表を作成している場合には 1 株当たり情報の注記の記載を要しないこととなった（財務諸表等規則第 68 条の 4 第 2 項、第 95 条の 5 の 2 第 3 項参照）。

(2) そのため、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には 1 株当たり情報の注記が個別財務諸表に記載されないにもかかわらず、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている旨、及び 1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている旨の注記は会計基準で求められている一方、財務諸表等規則では求められていないため、記載することが要求されているか明確でないという意見が聞かれている。

(3) また、実務対応報告第 30 号では、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合、当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数、当期に増減した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数、信託が保有する自社の株式に対する配当金額を、株主資本等変動計算書に注記するように定めている（実務対応報告第 30 号第 18 項参照）。

一方、平成 26 年 3 月の単体開示の簡素化に伴い、財務諸表等規則において、企業が連結財務諸表を作成している場合には自己株式に関する注記の記載を要しないこととなった（財務諸表等規則第 107 条第 2 項参照）。

(4) そのため、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には自己株式に関する注記及び配当に関する注記が記載されないにもかかわらず、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合、当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数、当期に増減した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数、信託が保有する自社の株式に対する配当金額の注記は会計基準で求められている一方、財務諸表等規則では求められていないため、記載することが要求されているか明確でないという意見が聞かれている。

## Ⅳ．開示の要否が明確でないという意見が聞かれている項目に関する対応策

14. 開示の要否が明確でないという意見が聞かれている項目に関する対応策は、以下の



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

とおりが考えられる。

決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、その帳簿価額又は株式数に重要性がある場合の個別財務諸表における注記

15. 決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、その帳簿価額又は株式数に重要性がある場合に、その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を連結貸借対照表及び個別貸借対照表に注記することを求めている企業会計基準第 1 号第 22 項の定めについて、単体開示の簡素化により財務諸表等規則において個別財務諸表における自己株式に関する注記が免除されたことを踏まえ、企業会計基準第 1 号においても、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にある場合については、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書において自己株式に関する注記を開示している場合には、当該注記をする旨を明記するよう、企業会計基準第 1 号を見直すことが考えられるがどうか。

個別財務諸表における無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合の注記

16. 無償で取得した自己株式の数に重要性がある場合にその旨及び株式数を連結財務諸表及び個別財務諸表に注記することを求めている企業会計基準適用指針第 2 号第 15 項の定めについて、単体開示の簡素化により財務諸表等規則において個別財務諸表における自己株式に関する注記が免除されたことを踏まえ、自己株式適用指針においても、自己株式を無償で取得した場合については、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書において自己株式に関する注記を開示している場合には、当該注記をする旨を明記するよう、企業会計基準適用指針第 2 号を見直すことが考えられるがどうか。

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合の個別財務諸表における一株当たり情報及び株主資本等変動計算書の注記

17. 1 株当たり当期純利益の算定上、信託に残存する自社の株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている旨、及び 1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めている旨を注記することを求めている実務対応報告第 30 号第 17 項なお書きについて、企業会計基準第 2 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」第 33 項における「財務諸表において、1 株当たり当期純利益又は潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を開示する場合には、当該金額の算定上の基礎も注記する。」という定めを参考にして、実務対応報告第 30 号を見直すことが考えられるがどうか。

18. また、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行った場合、当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数、当期に増減した自



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数、信託が保有する自社の株式に対する配当金額を、株主資本等変動計算書に注記することを求めている実務対応報告第 30 号第 18 項については、単体開示の簡素化により財務諸表等規則において個別財務諸表における自己株式に関する注記が免除されたことを踏まえ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書において自己株式に関する注記及び配当に関する注記を開示している場合には、当該注記をする旨を明記するよう、実務対応報告第 30 号を見直すことが考えられるがどうか。

## Ⅴ．第 67 回専門委員会において聞かれた意見

19. 第 67 回専門委員会では、主に、次のような意見が聞かれた。

（改正文案等に関する意見）

- 改正文案は、個別財務諸表において自己株式に関する事項を注記している場合には、それぞれ記載を要するという内容であるが、改正の意図が理解しづらい。財務諸表等規則と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表における記載を要しない旨の内容にすることもご検討いただきたい。（⇒審議事項(7)-3 に反映済み）

- 現行の会計基準等からの改正点として、連結財務諸表・個別財務諸表といった記載を削除しているが、どこに記載を要するのかを明確にしたほうが分かりやすいと思われるので、何らかの記載をすることをご検討いただきたい。（⇒審議事項(7)-3 に反映済み）

- 単体開示の簡素化に関連した今回の対応はこの内容で異論はないが、会計基準等において個々に取扱いを記載すると切りがないとも思われる。今後の課題として、網羅的に対応できるように、例えば、連結作成会社は単体の開示を省略できる旨を記載すること等もご検討いただきたい。

（公表スケジュールに関する意見）

- 作成者としては注記内容の検討を 2 月頃から始めることもあり、公表するタイミングについて考慮いただきたい。

| ディスカッション・ポイント |
| --- |
| 「単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正」に係る上記の対応についてご意見をお伺いしたい。 |

以　上



財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。